調査票 1

都道府県・ 政令指定都市名	43 熊本県

# 1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局	立口:	果(	室 )	名	環境生活部	県民生活局	男女参画·	協働推進	課			
担	当	職	員	数		4 人	(専任	4	人、兼任	0	人)	

### 2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名							称	熊本県男	女共同	参画推:	進会議							
設	置	年	月	日	•	根	拠	昭和	55	年		10	月	2	23	日	根拠:	:熊本県男女共同参画社会推進会議設置
長		の		í	役		職		知事									

### 3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会	議	の	名	称		熊本県	男女共	同参画審議会	È			
設	置	年	月	日	平成	14	年	4	月	1	日	
構		成		員		10	人	(女性	6	人、男性	4	人)

### 4 男女共同参画に関する計画

200101112	i A7											
	計画期間	平成	28	年		4	月	~	33	年	3	月
名	称		第4次	熊本県	男女共同	参画	計画					
改定	・見直しの予定時期	平成	33	年		3	月			日		← 未定の場合はOをつけてください。
関す	£の職業生活における活躍の推進に 「る法律(以下「女性活躍推進法」とい ○の推進計画と一体である		※いずれ	か1つに(	○をつけてくだ	さい。						
女性	注活動推進法の推進計画と別に作成	0										

# 5 男女共同参画に関する条例

ガメ六円が凹に関する木門												
有の場合		名		称				熊本県男	女共同	多画推進	条例	
		公	布	日		平成	13	年	12	月	20	日
		施	行	日		平成	14	年	4	月	1	日
	最	終	改	正	日	平成		年		月		日
		改	正内	容								
	改正が予	定さ	れてい	る場合	3、改正予定	音時期:	平成		年		月	
無の場合	í	制定等	うにつし	ハて検	討中(状況	を具体的に	<b>二</b> )					
※ どちらかにOを つけてください。		持に検	討して	こいな	い							

### 調査時点コードを以下より選択してください

							阴且的杰	- 16	X 1 0 7 2	25/10 ( 1/20	. •	
諸	会等委員への女性の登用			1:平	成29年4月	1日	2:平	成29年5.	月1日	3:その他:	平成29	年3月31日
	目標値	平成	32	年度まで	40	%	平成		年度ま	きで	%	
	根拠		第4次熊	本県男女夫	<b>に同参画計</b>	†画(H28.	3)、審議会等	等委員へ	の女性の	)登用推進に	関する要	項(H28.10
目標	票設定の対象である審議会等の範囲		地方自	治法第180	条の5に基	きづく委員	会及び委員 及びこれに			138条の4第3	項に基つ	く付属機関
D +≡	課設定の対象である審議会等における登用状況	調査時	き点コード	3	審議会	会等数(	117	)うち女性	委員を含む	む審議会等数(	116	)
D 18	成との対象との句音成五号における豆用仏が		延総委	長員等数(	1,698	)延女性	<b>挂委員等数</b> (	651	)	女性比率(	38.3	)
地方	· 自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状	調査時	き点コード	3	審議会	会等数(	53	)うち女性	委員を含む	む審議会等数(	53	)
況			延総委	委員等数(	755	)延女性	<b>生委員等数</b> (	318	)	女性比率(	42.1	)
法律	又は政令により地方公共団体に置かなければならない	調査時	持点コード	3	審議会	会等数(	38	)うち女性	委員を含む	む審議会等数(	37	)
審議	会等における登用状況(*)		延総勃	長員等数(	756	)延女性	<b>委員等数</b> (	227	)	女性比率(	30.0	)
	5自治法(第180条の5)に基づく委員会等における	調査時	き点コード	3	審議会	会等数(	9	)うち女性	委員を含む	む審議会等数(	8	)
登用	1状況		延総勃	長員等数(	78	)延女性	<b>委員等数</b> (	20	)	女性比率(	25.6	)
	目標値以外の目標設定						7	はし				
	人材名簿作成の有無	有	0	(公表	0	•非公3	長	) •無		作成	予定有	
女 性	人材名簿が有る場合	掲載人数	数 293	人	(平成	29	年	4	月現在	E)		
せ 登用		人材育原	成事業の 実	ミ施の有無	有	Ī	-無	0				
用方	その他	委 員	の公募		有	ī O	-無					
策	その他	そ	の他		審議会委	き員への?	女性の登用	促進のた	めの事前	前協議の実施	į	

注(\*) 平成29年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの

(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

女性公務員の	採用•登用状況						調査時点	コードを以	下より選	択してくださ	<u>ال</u> :		
)−1管理職のる	生職状況							1:平	成29年4月	1日	その他:	平成 年月	月日
		管理職総	数(※)					女	性管	理 職	の	訳	
				女性比率	部局長相	当職		次長相当	職		課長相当	職	
		(人)	管理職数 (人)	(%)	(人)	うち女性	女性比	(人)	うち女性	女性比	(人)	うち女性	女性比率
		(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	数(D)	率	(E)	数(F)	率	(G)	数(H)	
本庁	計	384	18	4.7	16	0	0.0	64	3	4.7	304	15	4.9
<b>本</b> 71	うち一般行政職	299	17	5.7	15	0	0.0	43	3	7.0	241	14	5.8
支庁·地方事	計	203	11	5.4	7	0	0.0	27	0	0.0	169	11	6.5
務所等 うち一般行政職 129 6 4.7 5 0 0.0 18 0 0.0 106 6 5.7													
全体 計 587 29 4.9 23 0 0.0 91 3 3.3 473 26 5.5													
主体 うち一般行政職 428 23 5.4 20 0 0.0 61 3 4.9 347 20 5.8													
再掲	警 察 関 係	130	1	0.8	2	0	0.0	28	0	0.0	100	1	1.0
竹竹	教育委員会	49	2	4.1	1	0	0.0	3	0	0.0	45	2	4.4
注(※)管理職総数の欄は自動計算されますので入力しないでください。													

### (1)-2職務上の地位別職員在職状況

### 調査時点コードを以下より選択してください

		1:平月	成29年4月	1日	その他:	平成 年月	日
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率	係長相当職	うち女性 数 (人)	女性比 率
本庁	計 うち一般行政職	713 584	92 83	12.9 14.2	978 686	268 237	27.4 34.5
支庁·地方事	計	703	77	11.0	1,330	212	15.9
務所等	うち一般行政職計	430 1,416	32 169	7.4 11.9	540 2308	123 480	22.8
全体	うち一般行政職	1,014	115	11.3	1226	360	29.4
再掲	警 察 関 係 教育委員会	288 54	14 6	4.9 11.1	912 98	56 34	6.1 34.7

(1)-3新規昇任者数

平成28年4月1日~29年3月31日

7 94917965TIL	P 35						1 /30=0	T-7/1 - H	E0071	7 · H
		課長相当職(人)	うち女性数 (人)	女性比率	課長補佐 相当職 (人)	うち女性数(人)	女性比率	係長相当職(人)	うち女性 数(人)	女性比率
本庁	計うち一般行政職	55 39	3 2	5.5 5.1	52 46	9	17.3 17.4	55 49	27 23	49.1 46.9
支庁·地方事 務所等	計うち一般行政職	22	4	18.2 36.4	75 34	10 5	13.3	121	18	14.9 34.4
全体	計うち一般行政職	77 50	7 6	9.1 12.0	127 80	19 13	15.0 16.3	176 81	45 34	25.6 42.0
再掲	警 察 関 係 教育委員会	24 1	1	4.2 0.0	42 4	3	7.1 0.0	89 3	8 2	9.0 66.7

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項 考慮要素としている事項すべてに〇を記入してください。

1 7 7 7 1 L	ווידכ ב	147	13 62 43	MEX 355 71	K C '& '	ソテク	つぬメス		マテフィフ	* (100 &	10/00/12/2018
	勤務	昇試	任験	昇 試	挌験	部局等の	経 験	遠隔地 での長 期研修	遠隔地での	本人の布	その他(具体的にご記入ください)
	成績	面接 のみ	それ 以外	面接のみ		推薦	午 剱		勤務経験	望	
課長級	0		0			0	0				「昇任試験」は警察関係のみ。「部局等の推薦」は警察関係は除く。
補佐級	0		0			0	0		0		「昇任試験」・「遠隔地での勤務経験」は警察関係のみ。 「部局等の推薦」は警察関係は除く。
係長級	0		0			0	0		0		「昇任試験」・「遠隔地での勤務経験」は警察関係のみ。 「部局等の推薦」は警察関係は除く。

	(1)-5昇任・昇格試験の受験者数	平成28年4月1日~29年3月31日
--	-------------------	--------------------

	<u> </u>	TT THE DAY	W// X/W D W		M-C-T-71	IH EV	-0/1016
					全受験者数(人)	女性受験 者数(人)	女性受 験率 (%)
-	昇	任	試	験	1,161	129	11.1
-	昇	格	試	験	0	0	

(**2)女性公務員の採用状況** 平成28年4月1日~29年3月31日

			総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
	全体		309	100	32.4
		うち 上糸	ጀ 228	80	35.1
	うち一般行政職		141	60	42.6
		うち 上糸	ያ 124	53	42.7
	うち警察関係		138	28	20.3
		うち 上糸	ጀ 85	18	21.2

# 8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

# ※複数の施設がある場合、2件目以降は、次のシート(調査票1(2))に記載してください。

名 称	くまもと県民	交流館	男女共同参	画センタ	ı—			愛称・通称 パレ	レア			
設置年月日	平成	14	年	4	月	1	日	施設形態	単独施設	0	複合施設	
	郵便番号:	860-855	4	住 所	:熊本市	中央区手取	本町8番9 <del>-</del>	号 テトリア熊々	トビル9階			
所在地等	所在地等 電話番号: 096-355-1187 FAX番号: 096-355-4317 ホームページ: (パレア)http://www.parea.pref.kumamoto.jp/ (男女共同参画センター)http://www.danjyo.pref.kumamoto.jp/											
	1. 施設管理		直営(担当	部局名	:							)
管理·運営主体		0	指定管理	者(名称	: くまもと	:県民交流館	管理運営:	共同企業体				)
※1~2について、該当するも			その他(									)
のにOをつけ、記入してくださ い。	2. 事業運営	0	直営(担当	部局名	: くまもと	:県民交流館	男女共同	司参画センター				)
			指定管理	者(名称	i:							)
			その他(									)
職員数	常勤	3	人、	非常勤	j 7	人	予算額	平成29年	度	12,944	ļ	千円
> t. → alt.				付し、主	な事項を	記入してくた	さい。					
主な事業			と(主な事項									)
		講座(主										)
男女共同参画・女性に	_		€(主な事項 €•提供(主な	· 古 话 .								)
関するもの			₹・旋供(土の 単(主な事項	+争垻:								)
	ll .		E(主な争項 É(主な事項									)
	_		ころま人との	連推•俑	hきかけ(	主か事項・						)
			·海外派遣									)
	II .		に 海バ 派遣 記(主な事項		. J. J. X.							)
	II .		主な事項:									)

### 9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

ſ	名 称						基金·基本財産額	千円
I	設置年月日	平成	年	月	日	出資者		

#### 10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の	〇 有 名称等: 熊本県男女共同参画活動交流協議会		加盟団体数 12			12		
有無		無	かず・ ボイボガメ六回参画 右ឃ メ 川 励磁 云	会	員	数	不明	
地方公共団体からの助成・委託		有						
事業実施の有無	0	無						
	0	1. 定例会議(	情報交換会等)の開催					
活動内容		2. 機関誌の発	<b>港行</b>					
※実施しているものに			ペンフレット作成					
○をつけてください。	0	4. その他 [	内容: フォーラム等の共催					

### 11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに〇をつけてください。

- 〇 1. 担当者連絡会議の開催
- 〇 2. 市町村職員研修会の開催
- 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催
- 〇 4. 関係情報の収集提供
- 〇 5. 審議会等女性登用の働きかけ
  - 6. 補助金等の交付 名 利 :
  - 概 要 :
- 12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに〇をつけてください。

#### (1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
- 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
- 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
- 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

#### (2)女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
- 2. 研修受講職員の男女比を配慮
- 3. その他 「 内容:

# 13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

•	12 3 内(叩/床(主/)) 首ひガス大向多画 女任民体 7・	<del>/*</del>		
	事 項	28年度予算 (千円)	29年度予算 (千円)	備考
	関係予算総額(施設整備費を除く)	17,157	26,382	
	上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	##### %	0.00298 %	
	男女共同参画・女性のための施設整備費	44,594	51,050	

٠ :	<b>火</b>	調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・パランス項目の設定状況 ※該当するものに〇をつけてください。	項目の設 定	国の取組に 準じた設定
	1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
	2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
	3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定		
	4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(〇の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)		
		(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達		
		(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		
		(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定		
		(4) プロポーザル方式における評価項目の設定		
		(5) その他(内容: )		

↓ 上記1~4で「○」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

			工事の競 争参加資 格審査に おける男 女共同参	資格審査に おける男女 共同参画 等の項目	式の一般 競争入札を	参画等の
	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くる みん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」とい う。)に基づく「ユースエール」認定を取得				
	2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	4	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
旦	⑤	役員に占める女性割合に関する項目				
具体が	6	管理職に占める女性割合に関する項目				
的項	7	役員や管理職への女性の登用促進のための 取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
目	8	仕事と育児・介護を両立するための取組 (法定以上の育児・介護休業制度等)				
	9	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	10	短時間正社員制度の導入				
	11)	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	12)	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
	13	その他				

# 15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

			企業の登録・認定・ 認証制度	企業の表 彰制度
		実施の有無	0	0
	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進 法に基づく「ユースエール」認定を取得		0
		女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		0
選		役員に占める女性割合に関する項目		
定		管理職に占める女性割合に関する項目	0	0
等		役員や管理職への女性の登用促進のための取組		0
の		その他「登用促進等」に関する項目		0
基	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	0	0
準	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		0
		短時間正社員制度の導入	0	0
		男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		0
		ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		0
	12	その他	0	

$\rightarrow$	「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称:	ブライト企業(4,7,9,12)、くまもと子育て応援の店「子育て従業員応援団」(7)
$\rightarrow$	「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称:	男女共同参画推進事業者表彰(1~2、4~11)

※具体的名称の後に()を付し、当該()の中に該当する選定等の基準番号を記入してください[例→●●表彰(1)、△△表彰(8、10)など]

# 16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	0	$\rightarrow$	女性活躍推進法第23条の「協議会」に 該当する場合、その具体的名称	熊本県女性の社会参画加速化会議
2 現在はないが、今後検討する			その他の場合、その具体的名称	

# 17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目 的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	0	有 名 称 熊本県男女共同参画年次報告書 無	
公表周期		1 年 不定期	
	0	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室)	
公表主体 ※該当するものに		2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室)	
◇該当するものに ○をつけてください。		3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者	
		4. その他	)

# 18 平成29年度実施予定事業

※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

	名称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1.	広報啓発			
	男女共同参画学習資料の作成、配布	中・高校生向け学習資料を作成、配布	W #	3月
	男女共同参画inパレア	講演会及びワークショップ、パネル展を実施	約800名	6月~2月
:	女性に対する暴力をなくす運動	キャンペーン、講演会、講座等を実施	約100名	11月
2.	表彰			
١.	男女共同参画推進事業者表彰	男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業者を知事が表		2月
		彰		
	講座 女性 经营会 画 勃	<b>◇类以回往の大性等四端を社会に、経営に全面すりと以下へ</b>	4500 A	0 🗆 10
Ι.	女性経営参画塾	企業や団体の女性管理職を対象に、経営に参画するために必要な 心構えと、基礎的な知識の習得ができる講座を開催	約20名	9月~10 月
	女性リーダースキルアップ塾	企業や団体の女性管理職候補を対象に、管理職として必要なスキルを取得できる講座を関係	約30名	10月~11
		ルを取得できる講座を開催		月
١.	女性社員キャリアアップ塾	企業や団体の女性社員(入社1~10年目程度)を対象に、自身の	約30名	9月~10
		キャリアビジョンを描き、仕事を続けられるためのスキルを習得でき		月
	<b>七州の江明州光井より、美代寺</b> 市	る講座を実施		0 🗆 11
Ι.	女性の活躍推進サポーター養成講座	主に男性の中間管理職を対象に、女性活躍推進の重要性など、女性も男性も働きやすい職場づくり等の知識やノウハウを学ぶ講座を		9月~11 月
1		実施		
٠.	地域リーダー育成事業	男女共同参画の地域リーダーを育成する研修事業	31名	8月~1月
	女性のチャレンジ応援事業	働く女性に対するスキルとモチベーション向上を目的とした講座を実	50名	10月
	24,234, 43 2 4 43,22, 514	施		
	- 4 1° 1 - 1	B4.05.1.4.4.4.	50.77	44
١.	マインドアップセミナー	男性の新しい生き方をテーマにした講座を実施	50名	7月~11 月
				,,
4.	相談事業			
	女性に関する相談対応	女性総合相談室(男女共同参画センター)等における相談対応		通年
٠.	避難所等における訪問相談	避難所や仮設住宅等における訪問相談		通年
	15.15.15.15.15.15.15			
	情報収集・提供	用去共同全面の推進地方調本 拉英哥萨第十十七人 在为起生事		10月
Ι.	男女共同参画年次報告書の発行	男女共同参画の推進状況調査、施策評価等をまとめた年次報告書を発行		10月
	女性人材バンク登録者活用促進事業	女性の人材をバンクに登録、関係機関に情報を提供し、活用を促進		通年
١.	広報誌の発行	男女共同参画に関する最新情報を県民に提供するため年2回発行		10月、2
١.	ホームページ「ならんで」運営	男女共同参画に関する情報を県民に提供		日 通年
1 '	情報ライブラリーの運営	男女共同参画に関する図書、ビデオ、関係資料等を情報収集		通年
١.				
	苦情処理			
١.	苦情処理	条例に基づき、申し出のあった苦情の処理		通年
Γ.	- v+ /D V4			
	交流促進			泽在
1	民間団体への情報提供	男女共同参画に関する情報を民間団体に提供		通年
ٔ ا	企業・NPO法人との連携・働きかけ			
		企業、団体等の研修会等にアドバイザーを派遣		通年
	情報提供	企業、団体等に男女共同参画に関する情報を提供		
۱.				
9.	国際交流 · 海外派遣事業			
1 .				
10.	調査研究			
١.				
	その他			
١.	市町村男女共同参画促進事業	市町村担当課長会議、計画改定支援 など		通年
١.				
ட்				

#### 19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

※該当する時点の番号に○をつけてください

		1:平成29年4月1日	その他: 平成年月日	
議会	名	熊本県議会		
問1. 議員の出産を ありますか。1~3のし		記した規定(産休を含む)が 択してください。	1.欠席事由として明記した規定がある。	
			2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。	1
			3. その他(欠席の例がない, 不明等)	
「欠席事由として明記		のような規定ですか。1~3	1.標準都道府県議会会議規則と同様。	
のうちいずれか一つを選択してください。 ※標準会議規則については下記を参照してください。 ※標準会議規則と、全く同じでなくても、条文の構造が同じであれば			2.標準市議会会議規則又は、標準町村議会会議規則と同様。	1
※標準会議規則と、 「同様」を選択してくた		、余乂の愽垣か问しじめれば	3.その他	

【参考】 標準都道府県議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならな

標準市議会会議規則 第2条 ② 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

# 標準町村議会会議規則 第二条

2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

問3. 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定はありますか。以下の事由について1~3のいずれか一つを選択してください。

	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他
配偶者の出産	3
育児	3
家族の看護	3
家族の介護	3
疾病	1
	3
その他 (具体的に事由を記載してください)	熊本県議会会議規則第2条第2項に出席できない事情を例示しており、個別ケースに応じ 判断する。

熊本県議会会議規則第2条第2項 規則 名

該当部分の条文(本文)を記入(または別添)してください。

第2条 2 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

都道府県名 43 熊本県

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に〇をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。) 平成29年4月1日現在 平成29年5月1日現在 その他:平成29年3月31日現在 0

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください

合

女性 ○ 男性 任期:平成 28 年 4 月 16 日 ~ 年 月 # 日 バ ※該当する方に○をつけてください

(女性 知 2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等 \* 平成29年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、29年3月に内閣府が出援したものを掲載しています。 変更・廃止等がある場合は、該当する審議会等の備考欄にその旨記入してください。また、新たに追加された審議会等がある場合には 審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていない 委員総数 うち女性委員数 48以下の空白行に記入してください うち女性委員数 女性委員の割合 ものには番号の前の欄に×を記入してください) (人) (人) --都道府県防災会議(会長を含む) 56 6 都道府県防災会議(委員のみ) 55 6 109 1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名す 16 0 0.0 る職員 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機 2号 1 0 0.0 関の長 3号 当該都道府県の教育委員会の教育長 1 100 0 内 4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長 0 0.0 5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者 3 0 0.0 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県 訳 6号 5 0 0.0 の知事が任命する者 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又 7목 24 3 12.5 は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者 自主防災組織を構成する者又は学職経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する 8등 2 50.0 4 国土利用計画地方審議会 19 9 47 4 3 土地利用審査会 4 57 1 都道府県交通安全対策会議 21 4.8 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) × ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会) 19 9 47 4 7 精神医療審査会 8 18 44.4 8 都道府県生活衛生適正化審議会 × 9 都道府県医療審議会 19 6 31.6 10 准看護師試験委員会 10 5 50.0 11 麻薬中毒審査会 12 地方社会福祉審議会 22 q 40 q 13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関 8 20 40.0 国民健康保険審査会 44.4 × 15 都道府県農業共済保険審査会 16 都道府県森林審議会 12 6 50.0 17 都道府県建設工事紛争審査会 9 4 44.4 18 建築審査会 4 57.1 19 都道府県建築士審査会 5 2 40.0 20 都道府県都市計画審議会 18 4 22.2 21 開発審査会 3 42.9 22 私立学校審議会 12 41.7 5 23 石油コンビナート等防災本部 40 25 1 24 公害健康被害認定審査会 10 1 100 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 25 について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会) 26 都道府県児童福祉審議会 27 地方港湾審議会 4 15 26.7 × 28 土地区画整理審議会 29 教科用図書選定審議会 20 8 40.0 30 介護保険審査会 18 8 44.4 都道府県固定資産評価審議会 54.5 31 11 6 32 感染症の診査に関する協議会 36 9 25.0 33 警察署協議会 156 66 42.3 34 土地収用事業認定審議会 40.0 5 35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会 7 3 429 36 国民保護協議会 58 3 52 地方独立行政法人評価委員会 40.0 37 5 38 市街地再開発審査会 39 都道府県職員委員会 X × 40 自然再生協議会 41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等) 5 60.0 3 後期高齢者医療審査会 42 44.4 43 留置施設視察委員会 25.0 4 1 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送 及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会 44 35 0 0.0 45 指定難病寒杏会 22 1 45 46 小児慢性特定疾病審査会 2 25.0 行政不服審査会 16.7 6 48 国民健康保険運営協議会 45.5 5 11 49 50 51

756

女性委員0の審議会数

227

30.0

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1 教育委員会	5	2	40.0	
2 選挙管理委員会	4	1	25.0	
3 人事委員会	3	1	33.3	
4 監査委員	4	0	0.0	
5 公安委員会	5	2	40.0	
6 都道府県労働委員会	15	4	26.7	
7 収用委員会	7	2	28.6	
8 海区漁業調整委員会	25	3	12.0	
9 内水面漁場管理委員会	10	5	50.0	
合 計	78	20	25.6	
女性委員0の委員会数	1			